

労働情報

アシストふくおか

2023年  冬季号

解雇・雇止め集中相談会

日時 令和6年2月 **20日 (火)** **9:00~20:00**
21日 (水) (受付は19:30まで)

場所 福岡労働者支援事務所 (最終ページの地図参照)



遅刻をしたら、「明日から来なくていい」と言われた
= 解雇？

自分だけ「次期の契約は更新しない」と言われた
= 雇止め？



解雇や雇止めに関する労働相談をお受けします。

お電話でも面談でも構いません。お話を伺いながら問題点を整理し、
解決に向けて、法令・判例に即した助言や情報提供を行います。

一人で悩まずに労働者支援事務所の相談員に話してみませんか？

必要に応じて、弁護士相談も行います。(15:00~19:00)

相談無料

予約優先

秘密厳守



解雇や雇止め以外の労働相談もお受けします。
お気軽にご相談ください！



労働相談のご案内

解雇や職場の人間関係など労働に関する相談をお受けし、情報提供や助言を行うことで、自主的な解決を支援します

通常相談 (電話・来所) ※予約不要	月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	福岡労働者支援事務所相談電話 <u>092-735-6149</u>
夜間電話相談 ※予約不要	毎週水曜日20:00まで (祝日の場合は翌日)	
メール相談	随時受付 ※回答は電話等で行います	専用メールアドレス fukuoka-rso@pref.fukuoka.lg.jp

相談無料

秘密厳守

一人で悩まず、まずご相談ください



↓ 労働者支援事務所以外の場所でも労働相談をお受けしています(予約制)

出張労働相談	大野城市	毎月第2水曜日10時～12時	2日前までに要予約(予約電話:092-586-4035)
	糸島市	毎月第2金曜日14時～16時	2日前までに要予約(予約電話:092-324-2800)
	福津市	6,9,12,3月の第1火曜日 10時～12時	前週金曜日までに要予約 (予約電話:0940-43-8116)

令和5年10月6日から最低賃金が改定されています!

福岡県の最低賃金	1時間 941円	
福岡県の特定最低賃金 (令和5年12月10日～)	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1時間 1,053円
	電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1時間 1,019円
	輸送用機械器具製造業	1時間 1,029円
	百貨店、総合スーパー	1時間 945円
	自動車(新車)小売業	1時間 1,028円

- 最低賃金は正社員のみではなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。
- 詳しくは、福岡労働局労働基準部賃金室(電話 092-411-4578)またはお近くの労働基準監督署にお尋ねください。

最低賃金に関する特設サイト <https://pc.saiteichingin.info/>





知っておきたい！
働くときのルール

・・・ 2024年4月1日から適用されるルール ・・・

2024年4月から労働条件の明示のルールが変わります

2024年4月1日から、労働契約の締結時と有期労働契約の更新時に、労働条件として明示すべき事項が新たに4項目追加されます。

1. 就業の場所・従事すべき業務の変更の範囲
2. 有期労働契約の更新上限
3. 無期転換申込機会
4. 無期転換後の労働条件

詳しくはこちら → https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html



労働条件通知書の交付は使用者に課せられた法律上の義務です！
労働条件通知書に明示すべき事項は法令で定められています

労働トラブルを防ぐために…

- 事業主の方は、労働者を採用する場合には、必ず労働条件通知書を労働者に交付しましょう。
- 求職者・労働者の方は、自分の働く労働条件について、必ず労働条件通知書で確認しましょう。

2024年4月から 建設業、トラック・バス・タクシードライバー、 医師の、時間外労働の上限規制が適用されます

時間外労働の上限規制については、働き方改革関連法による改正後の労働基準法により法定化され、2019年4月1日（中小企業は2020年4月1日）から施行されています。

時間外労働の上限規制が猶予されていた業種についても、2024年4月1日から上限規制が適用されます。※一部適用除外項目等あります。

～新たな36協定の締結の準備や労務管理の見直しはお済みですか？～

詳しくは「厚生労働省 適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト」へ
<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp>



時間外労働の上限規制についてはこちら

厚生労働省パンフレット
「時間外労働の上限規制—
わかりやすい解説」



<https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>

時間外労働の上限規制をはじめとする
働き方改革に関する情報はこちら

厚生労働省
働き方改革特設サイト



<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp>

よかばい・かえるばい企業

参加企業募集

「魅力ある職場づくり」のために

「よかばい・かえるばい企業」に参加登録して、
働き方改革への取組を宣言・実行してみませんか



参加登録は下記ホームページから ↓↓↓

<取組宣言の例>

- ・業務を効率化して、時間外労働を削減します！
- ・子育てや介護をしながら働き続けられる職場にします！
- ・社員一人ひとりのキャリア形成を支援できる仕組みを作ります！

まずは取り組みやすいことから始めましょう！

優秀な人材確保 従業員の意欲向上 職場への定着率UP 社内活性化により生産性UP etc.

～働き方改革は、人材を確保し、持続的な経済活動を行っていくための経営戦略です～

⇒福岡県は働き方改革に取り組む「よかばい・かえるばい企業」参加企業を応援します。

- ・福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト上で自社の取組をPRできます。
- ・採用活動において、働き方改革に取り組む企業としてPRできます（ハローワーク求人票等）。
- ・最寄りの労働者支援事務所が、魅力ある職場づくりに役立つ助成金やセミナー等の情報を提供。
- ・県の競争入札参加資格審査における「地域貢献活動評価」の加点対象となります。（※要件があります。詳しくはHPへ。） 等々

CHANGE! **福岡県** 働き方改革推進事業ポータルサイト **働き方かえるばい!**

<https://hatarakikatkaeru.pref.fukuoka.lg.jp>



福岡県が運営する働き方改革推進ポータルサイト「働き方かえるばい!」では、働き方改革に関するセミナーやイベントの情報発信に加え、「企業事例紹介」ページにおいて、過去に県の事業を活用して働き方改革を実践した企業の事例を紹介しています。

福岡県福岡労働者支援事務所

労働相談 ☎ 092-735-6149

相談受付時間 8:30～17:15
(土日祝日・年末年始を除く)

福岡市中央区赤坂 1-8-8
福岡西総合庁舎 5階

